

いのちの大切さ
もって考えてみませんか？

地域猫活動にご協力ください！



猫によるフン尿被害などでお困りの皆さんも、望まれずに生まれてくるかわいそうな猫を減らしたいとお考えの皆さんも、猫によるトラブルを減らすための地域猫活動にご協力ください。

「地域猫活動」とは？

地域の皆さんとボランティアグループなどが協力して、地域に棲む飼い主のいない猫に不妊去勢手術を施して繁殖を抑制し、その猫が一代限りの寿命を全うするまでの間、エサやりのルール化やトイレの設置とフンの回収など、適切な管理を行う活動のことです。

猫を飼っている方へ

屋外で飼っているあなたの猫は、知らぬ間に大量の子孫を増やしていませんか？ 猫の繁殖力は非常に強く、一組のつがいから年間、数十匹の子猫が生まれます。

その後しつけをされずに育った猫たちは、ご近所に迷惑をかける存在となってしまいます。「動物の愛護及び管理に関する法律」では、適正な飼養を受けさせられない場合には、繁殖を防止するための手術その他の措置をするように努めなければならぬと定められています。大切なペット（猫）のためにも、ご近所とのトラブルを避けるためにも、動物病院で不妊去勢手術を受けさせましょう。

●猫の飼い方のマナー
・できるだけ屋内で飼育しましょう。
・トイレのしつけをしましょう。
・決めた時刻にエサをあげ、食事の後はすぐに片付けましょう。
・首輪などを付け、連絡先を表示するようにしましょう。

飼い主のいない猫にエサを与えている方へ

●猫のトラブルを避けるために
飼い主のいない猫にエサを与えている方も、飼い主とみなされません。無責任にエサを与えるだけの行為は、他人の土地でフン害などを起こす猫を増やし、近隣の迷惑



近所とのトラブルを避けるためにも、フンの片付けもしていただくようお願いいたします。また、不妊去勢手術にもご協力ください。

となつてもうことも多々あります。エサやりをする際には、ご

飼い主のいない猫の不妊去勢手術の補助金制度があります

今年の6月から「飼い主のいない猫の不妊去勢手術費補助金」制度を実施しています。この補助制度を利用した場合、猫一匹について自己負担額一律7,000円で手術を受けることができます。

動物の愛護および管理に関する法律

愛護動物を傷つけたり、捨てることは法律で禁止されており、違反者には厳しい罰則が課せられます。

- ・愛護動物をみだりに殺したり傷つけた場合は2年以下の懲役または200万円以下の罰金
- ・愛護動物に対してみだりに給餌、給水をやめ衰弱させるなどの虐待をした場合は100万円以下の罰金
- ・愛護動物を遺棄した場合は100万円以下の罰金

※詳細は、生活衛生課までお問い合わせください。
生活衛生課 ☎25-5202

第42回秩父フリーマーケット

会場は芝生のため車での出店ができません！

とき 10月26日(日)午前10時～午後3時
(雨天の場合は11月2日(日))

ところ 羊山公園 (太陽と緑の丘)

出店料

- ・食品取扱者 (5m×5m) 4,000円
- ※食品営業許可証が必要。
- ・一般 (3m×3m) 1,500円、(5m×4m) 2,000円

出店数 合計80店舗

※全店舗郡市内在住者限定。受付時に身分証明できるもので確認します。

募集期間 9月16日(火)～10月3日(金)

※生活衛生課窓口のみの受付 (☎・FAXでの受付は不可)。申込用紙は市HPからダウンロード可。

秩父地区更生保護女性会 (フリーマーケット実行委員会事務局)

☎090-2155-6025

市役所生活衛生課 ☎25-5202